

第2期ふじみ野市文化振興計画

【パブリックコメント用】

令和5年1月

ふじみ野市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 本計画における文化芸術.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
第2章 文化振興を取りまく現状と課題.....	6
1 文化芸術を取りまく社会動向.....	8
2 本市の施設等の現況.....	10
1 新たな文化施設の整備.....	10
2 本市の歴史や文化財.....	13
3 自然環境の変化.....	14
3 文化活動の課題.....	15
1 文化振興活動の取組状況.....	15
2 取組の満足度.....	17
3 文化芸術を担う人材の確保.....	18
4 第1期計画の取組状況.....	19
1 つどう・であう ～文化芸術による交流の促進～.....	19
2 みつける・いかす ～文化的な魅力の発見と活用～.....	20
3 はぐくむ・ささえる～文化の担い手の育成～.....	21
4 つなぐ・つたえる ～地域文化の次世代への継承と発展～.....	22
5 文化振興の視点から見る本市の課題.....	23
1 つどう・であう・つながる ～文化芸術による交流の促進～.....	23
2 みつける・いかす・つたえる ～文化的な魅力の発見と活用～.....	23
3 はぐくむ・ささえる ～文化の担い手の育成～.....	24
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 将来像.....	27
1 将来像.....	27
2 基本的視点.....	28
(1)“参加”することで愛着と思い出がうまれるまちへ.....	28
(2)“多様性”を活かし可能性を広げるまちへ.....	29
(3)“魅力”発見と発信でより魅力的なまちへ.....	29
2 施策体系.....	30
文化振興施策.....	31
第4章 文化振興施策.....	32
基本方針1 つどう であう つながる.....	34
～文化芸術による交流の促進～.....	34
施策の方向性1 文化芸術拠点としての文化施設の充実.....	35

施策の方向性2 多様な文化芸術にであう機会と多様な市民の交流促進	37
基本方針2 みつける いかす つたえる	39
～文化的な魅力の発見と活用～	39
施策の方向性1 ふじみ野の文化資源を活かした地域活性化	39
施策の方向性2 多様な情報発信のネットワークづくり	42
基本方針3 はぐくむ ささえる つなぐ	43
～文化の担い手の育成～	43
施策の方向性1 新たな文化の創造を担う子どもの文化芸術活動の支援	43
施策の方向性2 市民と文化芸術のつながりの強化	46
第5章 計画の推進体制	48
1 推進の方策	50
(1)市の役割	50
(2)市民、団体、文化施設の役割	52
2 評価・見直し	53
(1)実行計画の策定	53
(2)進捗状況の検証と計画の見直し	53
(3)3つの視点を踏まえた評価	53
1 策定経過	54
2 ふじみ野市文化振興審議会条例	55
3 ふじみ野市文化振興審議会 委員名簿	56
4 文化振興庁内委員会設置要綱	59
5 文化・スポーツ振興条例	61

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年10月1日、ふじみ野市誕生10周年を機に、文化とスポーツを通じたふじみ野市のまちづくりの方向性をより明確に示すため「ふじみ野市文化・スポーツ振興条例」を制定し、条例に示された理念、施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成29年3月に「ふじみ野市文化振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しました。国は、平成29年6月「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」の改正により、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的に「文化芸術基本法」が制定されました。

平成30年6月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、文化財保護法の一部改正など、文化施策を取りまく環境が著しく変化してきました。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文化芸術分野においても新しい生活様式や業種ごとのガイドラインなどを踏まえた感染拡大防止対策を講じていく必要があります。さらに、本市において、令和元年度から開始した文化施設整備事業のなかで、新たな文化施設を拠点に、多くの文化事業や市民の文化活動が活発に展開される総合的な文化施策の構築が求められていることから、第1期計画の改定を1年間前倒して「第2期ふじみ野市文化振興計画」を策定します。

2 本計画における文化芸術

本計画における文化芸術の範囲は、国の文化芸術基本法に基づく項目を基本とします。

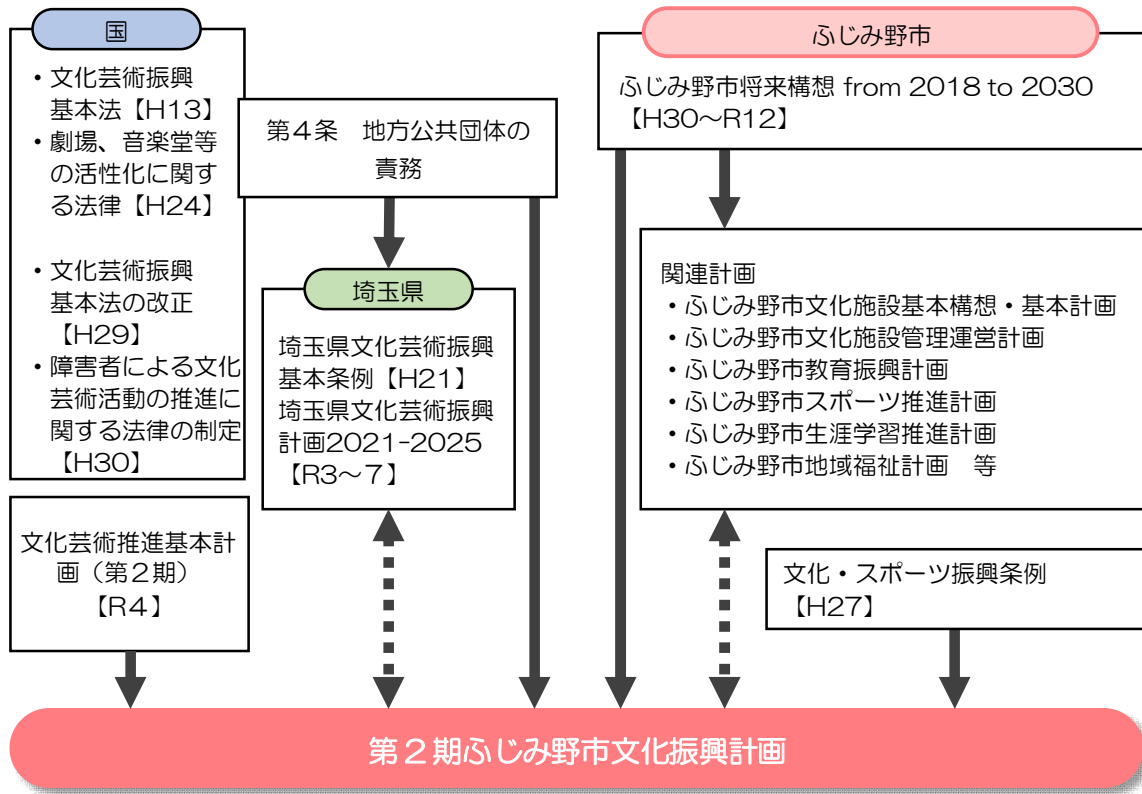
■文化芸術の範囲

- 芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- 伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
- 芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
- 生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
- 国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- 出版物等：出版物及びレコード等
- 文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- 地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

3 計画の位置づけ

文化芸術基本法等文化芸術に関する法律を踏まえ、本市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」（以下「ふじみ野市将来構想」という。）や関連計画を含め、整合性を図りながら施策を推進します。

■ 関連法令・関連計画等との関連図

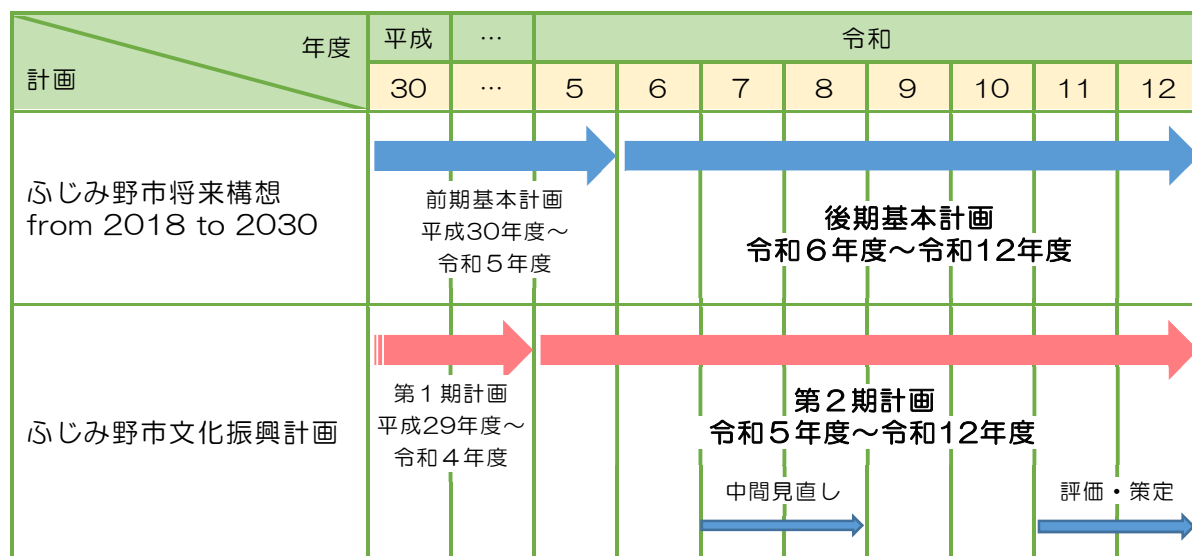


4 計画の期間

本計画の期間は、ふじみ野市将来構想と連動するため、令和5年度から令和12年度までの8年間とします。また、文化施設整備や文化芸術事業の進捗状況及びふじみ野市将来構想を踏まえ令和8年度までの重点取組及び指標を設定し、事業の推進を図ります。そのため、計画3年目となる令和7年度から8年度にかけて、事業の進捗状況及びふじみ野市将来構想を踏まえた中間見直しを行います。

第2期計画期間の最終年度である令和12年には、社会状況等の変化を勘案するとともにふじみ野市将来構想と連動し、次期計画を策定します。

■ 計画期間



第2章 文化振興を取りまく現状と課題

1 文化芸術を取りまく社会動向

○文化芸術振興基本法の改正(平成 29 年6月)

文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する分野の施策についても新たに法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことを目的に、平成29年6月に「文化芸術振興基本法」が改正され、名称は「文化芸術基本法」に改められました。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成 30 年6月)

文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこと、地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有しています。

○文化財保護法の改正(平成 31 年4月)

平成31年4月に「文化財保護法の一部を改正する法律」が施行され、過疎化・少子高齢化などを背景に文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで継承に取り組むことが必要であるとしています。

○文化観光推進法の制定(令和2年5月)

文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としています。

○文化芸術推進基本計画(第2期)の策定(令和5年度～9年度)

国の文化芸術政策の目指すべき姿や、計画期間中の文化芸術政策の基本的な方向を示した「第1期基本計画」(2018年度から2022年度)。2022年度は、第1期基本計画の最終年度に当たるため、引き続き、文化芸術施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の5か年を計画期間とする第2期「文化芸術推進基本計画」の策定を進めています。

- ・ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策
- ・文化と経済の好循環を創造するための方策
- ・文化芸術行政の効果的な推進の在り方

○埼玉県文化財保存活用大綱の制定(令和2年3月)

この大綱では、文化財の活用の際には専門的知見を踏まえること、経済性など一部の価値で評価しないことを前提に、まちづくりなど今までと違った観点から活用の幅を広げていくという方向性を示しています。

○埼玉県文化芸術振興計画の策定(令和3年3月)

施策展開にあたっては、①コロナ禍において活動自粛を余儀なくされ、大きな打撃を受けた文化芸術活動を支えるとともに、県民が自主的に取り組む文化芸術活動を行える環境を整備し、多彩な文化芸術を創造していくこと。②多様で個性的な文化資源を適切に生かして地域の振興を図るとともに、文化芸術活動を支える担い手を育成していくこと。③未来を見据えた継続的な支援を行い、あらゆる人が文化芸術に触れ、創造し、生き生きと暮らしていける社会の活力を創出していくこととしています。

○ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画の策定(令和元年6月)

この計画では、設置から約40年が経過し、施設の老朽化が著しい社会教育施設(大井中央公民館・上福岡公民館・勤労福祉センター等)の整備を行うため、それぞれの施設の整備方針、施設の理念、基本方針等を定めました。策定にあたっては、市民ワークショップの開催、公民館等の利用者団体及び教育委員会議、公民館運営審議会、社会教育委員会議等への説明・意見収集を行い、新たな文化施設としての基本理念、東西の文化施設の役割、位置づけなどを取りまとめました。

○ふじみ野市文化施設管理運営計画の策定(令和2年3月)

この計画では、文化施設の管理運営に関する具体的な方針を定めました。

策定にあたっては、市民ワークショップの開催、教育委員会議、公民館運営審議会、社会教育委員会議等への説明・意見収集を行うとともに、ふじみ野市文化振興審議会へ「ふじみ野市文化施設管理運営計画」について諮問を行い、文化振興審議会での審議、答申を受けました。

2 本市の施設等の現況

1 新たな文化施設の整備

(1) 施設整備の状況

本市では平成30年度に「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」を策定し、市の文化政策及び文化施設の今後の方向性と、改修や建替えを行う2つの新たな文化施設についての基本理念、施設ごとの基本方針、施設計画を示しました。

そして、令和3年4月に以前の上福岡公民館、コミュニティセンター、勤労福祉センターを合わせた東地域の文化施設として「ふじみ野ステラ・イースト」がオープンしました。また、令和5年秋には大井中央公民館が西地域の文化施設として、図書館と文化施設が一体となった「ふじみ野ステラ・ウェスト」がオープンします。

この東地域と西地域の文化施設を中心に、文化芸術を通じた地域のつながりを促しつつ、広域的な「ふじみ野の文化」の創出に取り組み、住んで楽しい、魅力あるまちづくりに寄与する創造拠点となることを目指します。

【市の文化施設】



【ステラ・ウェスト】(完成予想図)



【ステラ・イースト】



【産業文化センター】



(2)2つの文化施設による地域性、広域性のある事業展開

(「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」より抜粋)

【西文化施設（ステラ・ウェスト）基本方針】

1) さまざまな目的を持つ人が集まる「みんなの広場」

施設や事業を魅力的なものとし、訪れたい施設を目指します。高い機能を有するホールを整備し、多様な機能を持つ生涯学習機能を活かし、ふらっと訪れる人、日常的な活動・学習を行う人、舞台芸術を鑑賞する人など、さまざまな目的を持つ人が集まり、自然と交流が生まれる「みんなの広場」としての役割を担います。



2) 施設特性を生かして担う主な機能

「本格的な舞台芸術振興の場」

これまであまり市内では鑑賞・体験の機会がなかった本格的な舞台芸術の公演や講座、ワークショップ等を提供します。また、ふじみ野の魅力の再発見・普及を目的として、市内の民俗芸能や市民の文化活動等を活かし、多くの市民が関わり、鑑賞したくなる独自性のある事業を創造します。

「市民、地域住民の生涯学習の拠点となる場」

複合される機能を活かした様々な学習支援を通じ、市民の多様な生涯学習のニーズに答え、ニーズを生み出す場と事業を提供します。

「アートや装飾、まちの資料などで発見や高揚を促す場」

季節の装飾やさまざまなアート、まちの歴史や現在を知るための郷土資料・パンフレット等でロビー等の空間を魅力的なものとし、新たな発見や気持ちを高められる空間を演出します。

【東文化施設（ステラ・イースト）基本方針】

1) 広域的な事業展開による「アートあふれるまち」づくり

立地の良さを活かし、日々の文化活動の場としての役割を担うとともに、市内の様々な場所において公演や体験を提供し、まちじゅうで文化芸術に触れる機会を創出します。「アートあふれるまち」づくりを演出する拠点として、ふじみ野市が文化芸術によって魅力的なまち、住み続けたいまちとなることを目指します。



2) 施設特性を生かして担う主な機能

「市民の日常活動、発表、交流の場」

立地の良さや、市民の活動に適したホールの規模を活かし、日常の文化活動や市民活動の場、活動成果の発表の場として現代社会のニーズに応える機能的な施設を提供し、活動を支援します。

「文化芸術を気軽に楽しむ場」

文化芸術の入り口となる気軽な公演・講座や、「本格的に始める前に、一度試してみたい」という市民のチャレンジ意欲に応えられる多様な体験を充実します。

また、乳幼児から高齢者まですべての市民が親しみ集い学びあうことで、市民の文化を育む施設とします。

「文化芸術をまちなかに展開する場」

市内の民間施設や地域協働学校、包括連携協定締結先、市内企業等と連携し、市内のあらゆる場所で文化芸術に触れる機会（公演、講座、ワークショップ等）を提供します。また、文化芸術を市民に提供する文化団体や市民のネットワークづくりにも取り組みます。

【文化施設整備に係る諮問・答申】

諮問日	諮問内容	答申日	結果
平成 30 年 10 月 18 日	新たな文化施設整備に係る基本構想・基本計画の骨子について	【中間答申】 平成 30 年 11 月 19 日 【最終答申】 令和元年 4 月 26 日	「ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画」策定 【令和元年 6 月】
令和元年 8 月 29 日	ふじみ野市文化施設管理運営計画について	【中間答申】 令和元年 9 月 25 日	「ふじみ野市文化施設管理運営計画の骨子」策定 【令和元年 9 月】
	ふじみ野市文化施設管理運営計画について	【最終答申】 令和 2 年 3 月 19 日	「ふじみ野市文化施設管理運営計画」策定 【令和 2 年 3 月】

2 本市の歴史や文化財

本市には古くから人が住んでおり、人々が生活した痕跡は約2万7千年前の後期旧石器時代にさかのぼります。縄文時代、弥生時代の遺跡も多数発掘されており、縄文時代の遺跡である上福岡貝塚で発掘された片口土器（国重要文化財）は東京国立博物館に展示されています。奈良時代の東台遺跡からは製鉄の跡が発掘され、直径60cmもある羽釜の鋳型が発見されています。

江戸時代には江戸と川越を結ぶ新河岸川舟運で栄え、九十九曲がり（くじゅうくまがり）といわれた新河岸川の流れと福岡河岸記念館として公開されている旧福田屋、旧江戸屋の建物が往時の様子を今に伝えています。

また、大井小学校敷地内に建っている西洋風建築の旧大井村役場庁舎は昭和12年に建てられ、国の登録文化財に指定されています。

これらの歴史や文化財は、市民のアイデンティティ¹や愛着の醸成に欠かせないものであり、まちの風景や景観を形作る重要な地域文化資源²といえます。

◆新河岸川◆



◆権現山古墳群◆



◆福岡河岸記念館◆



◆旧大井村役場◆



¹ アイデンティティ：自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のことをいいます。

² 地域文化資源：人間が生み出してきた多様な文化の総体を意味します。文化財や文化芸術だけでなく、地域に密着した食文化、生活文化など幅広い文化が含まれます。

3 自然環境の変化

近年の地球環境の変化、少子高齢化社会の進展は、ふじみ野市の歴史的景観や自然にも少なからず影響を与えています。かつての武蔵野の面影を残す雑木林や畑、水田も新たな都市整備の開発に伴い減少している状況です。

また、雑木林においては、近年、カシノナガキクイムシの集団穿入によるミズナラ・コナラ・カシ類を中心としたナラ枯れ被害が全国的な被害が生じており、当市も例外ではありません。ナラ類は江戸時代から武蔵野台地で育成された樹木で薪炭、畑の肥料として広く使われてきました。現在の対処方法は伐採しかない状況です。

新河岸川周辺には、川越と江戸を結ぶ新河岸川舟運で栄えた福岡河岸の面影を残す緑地公園（斜面林）や、市街地では公園や緑地広場などを活用し、自然と都市が調和したまちづくりが進んでいますが、自然環境の変化への対応が今後の課題といえます。

◆新河岸川斜面林ふるさとの森◆



◆福岡中央公園◆



◆市民憩の森◆



◆大井弁天の森◆



3 文化活動の課題

本市では、市民による自主的な文化活動が盛んに行われてきました。図書館や資料館、公民館、コミュニティセンターといった文化施設は、市民の要望により建設してきた経緯があります。以前は、公民館で活動する文化団体も数多くありましたが、急速な高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の影響によりその数は減少しています。

今後は、新たな文化活動の創出や、子どもたちや施設で孤立しがちな市民が文化芸術に触れ、文化活動を通じた交流促進や、文化を次世代に継承していくための人材育成が必要となっています。

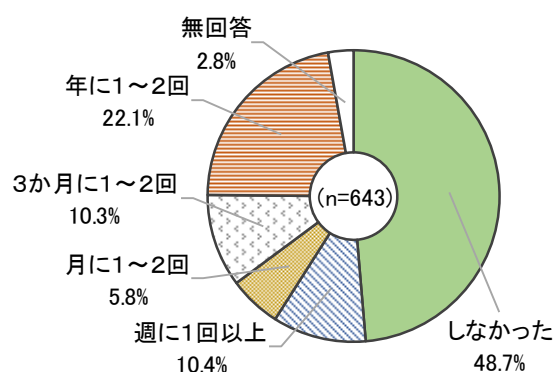
1 文化振興活動の取組状況

アンケート調査によると、文化芸術活動の鑑賞頻度及び取組頻度はともに新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなっていることがわかりました。

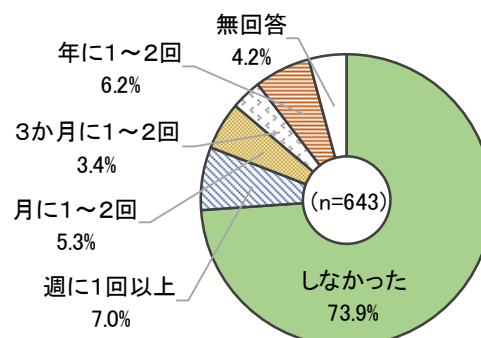
全国的な自粛ムードの中、本市では若手芸術家の積極的な文化芸術活動への参加や市では、いち早くオンデマンド配信³といった新たな取組を進めています。

一方で、きっかけや時間がないといった市民も一定数いることから、身近な取組や気軽に利用できる場所が求められており、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえながら、取組を検討していく必要があります。

●1年間の文化芸術の鑑賞頻度



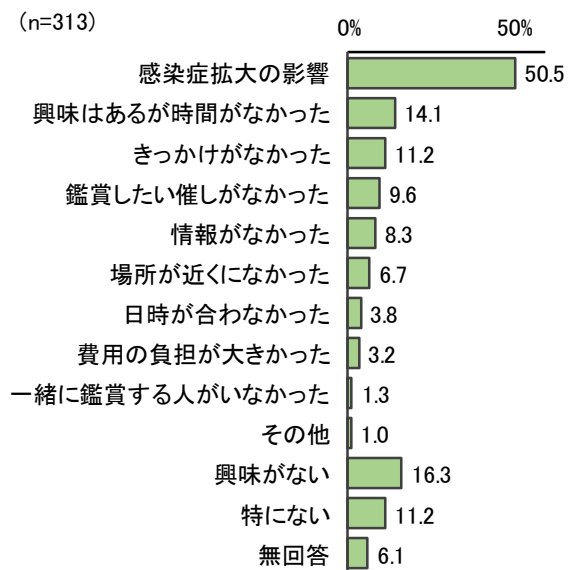
●1年間の文化芸術活動の取組頻度



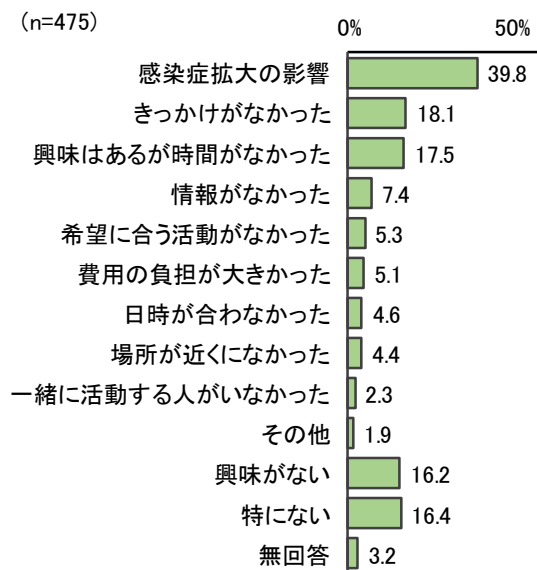
³ オンデマンド配信：視聴者の要求に応じて動画を配信する形式の呼称。YouTube が該当します。

第2章 文化振興を取り巻く現状と課題

●文化芸術の鑑賞をしなかった理由



●文化芸術活動をしなかった理由



注：nは、回答者数を示します。

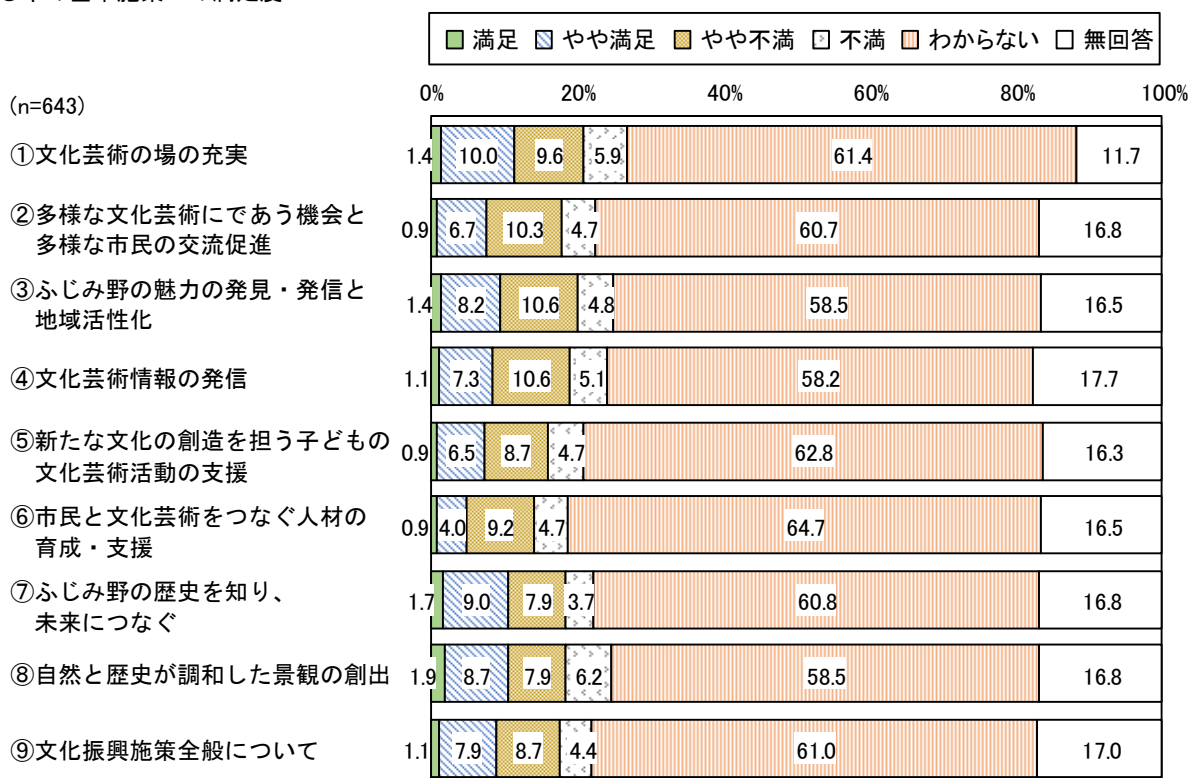
2 取組の満足度

本市では、アートフェスタ事業や市内学校へのアウトリーチ⁴活動などの第1期計画期間における重点施策を中心に、多様な取組を実施してきました。

一方で、アンケート調査によると、ふじみ野市の文化芸術や施策評価において、わからないとの回答が多く、市の文化芸術に関する取組を身近に感じていない市民が多いことがわかりました。

また、活動のきっかけや時間がない、情報や体験の機会が少ないといった意見も多く挙げられており、文化芸術をより身近に感じることができるよう、活動機会や情報発信等のさらなる充実を図る必要があります。

●市の基本施策への満足度



⁴ アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すとともに、訪問支援などを意味します。本計画においては、劇場や美術館などが館外で行う芸術活動、芸術に関心をもたせることを目的として、出張コンサートやイベントなどを行うことを指します。

3 文化芸術を担う人材の確保

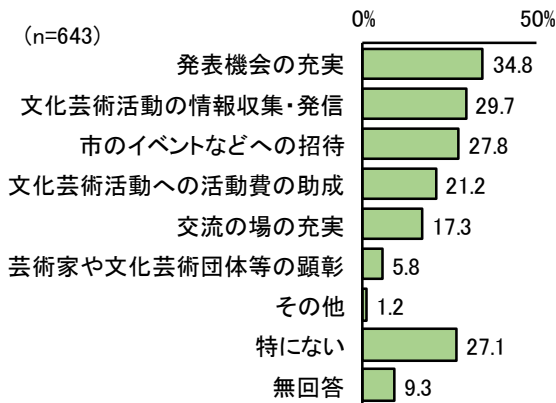
文化活動団体等へのヒアリング調査によると、活動上の課題として、メンバーの確保や活動場所の確保が多く挙げられており、最重要施策としても文化の担い手の育成が挙げられています。

また、本市では、多様な文化振興事業とともに文化施設の整備を進めてきましたが、今後は文化施設を拠点にしたネットワークづくりが求められることから、団体や市民等をつなぐコーディネーターとしての人材の確保が必要となります。

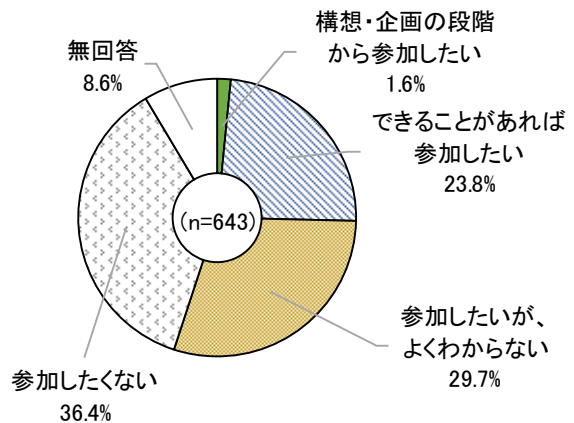
なお、アンケート調査によると、市の芸術家や文化芸術団体等への支援として、発表機会の充実が最も多くなっています。

文化芸術を通じたまちづくりの参加意向については、構想・企画の段階から参加したいとの回答と、できることがあれば参加したいとの回答を合わせると約25%となっており、本市の人口に換算すると相当数の参加が期待できると考えられます。

●市の芸術家や文化芸術団体等への支援について
充実すべきこと



●文化芸術を通じたふじみ野市のまちづくりへの参加意向



4 第1期計画の取組状況

「第1期文化振興計画」(2017年3月)策定から6年が経過し、国や県の動向、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢も大きく変化するなか、ふじみ野市の文化振興事業の取組が大きく進みました。第1期計画では、合併した2つの市町をつなぐことを目指すべき姿としましたが、合併20周年を目前にして、第2期計画では「未来につながるまち」を目指していく必要があります。

1 つどう・であう ～文化芸術による交流の促進～

アートフェスタふじみ野は、開始当初の平成28年度からアーティスト、市民、団体、大学、事業所など多様な主体が実行委員会を形成し、身近な地域でアートに参加する機会や参加者同士の交流の場を創り出しています。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症により多くの文化芸術事業が中止になった時も、いち早くアーティストの支援として「応援しよう 文化芸術を(市民に音楽とアートを届けるプロジェクト)」を、オンデマンド配信によりアーティストの演奏を動画配信しました。また、アートフェスタは令和2年度、令和3年度の2年間、オンデマンド配信、ライブ配信などで開催し、新型コロナウイルス感染症に負けない「ふじみ野アートフェスタ」を継続しました。令和4年度から実施している「文化芸術企画提案型委託事業」は、このような取組のなかで活動してきた数多くのアーティストが参加するなど、全体として年間32企画の事業を開催しました。今後、西化施設(以下「ステラ・ウェスト」と記す。)整備・完成(令和5年度)、東文化施設(以下「ステラ・イースト」と記す。)ホール整備・完成(令和7年度)などの計画に合わせ、更なる文化芸術活動の活性化や市民の文化芸術事業への参加の拡大などに取り組んでいく必要があります。



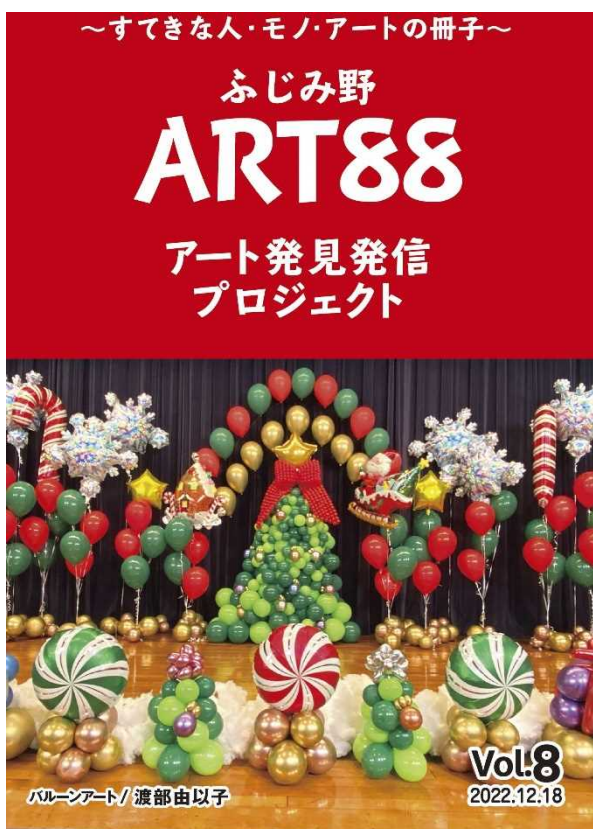
アートフェスタふじみ野は、市民が気軽に文化芸術に触れる場、交流の場、アーティストが多様なアートを届ける場として、平成28年度からアートフェスタ実行委員会が取り組んできました。令和2年・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響もありましたが、オンライン、ライブ配信で開催しました。令和4年度はライブ開催とし、産業文化センター、ステラ・イースト多目的棟・ホール棟、イオンタウンふじみ野ヒマラヤ杉公園横特設会場の4会場、2日間に拡大し開催しました。

2 みつける・いかす ～文化的な魅力の発見と活用～

市民編集員によるふじみ野市の魅力（人や場所）を冊子で紹介する参加型情報紙「アート発見・発信事業」による冊子発行数は、現在10,000部に拡大しています。市民目線で細やかに文化情報収集を行ってきた成果により、冊子に取り上げたアーティストやアートスポットが市の貴重な文化資源につながっています。

今後は、文化施設における文化情報の発信も必要となることから、さらに市民編集員の力を活用し、新たな冊子のあり方を検討していくことも必要です。

また、これからのICT⁵社会を見据え、情報発信のIT⁶化を進めることを検討するとともに、ICTに困難な方向けとして、従来のチラシや掲示板などの紙や文字による情報伝達も検討します。



～ふじみ野ART88 (発見・発信) 私たちが目指すもの～

世の中の価値観が、日々目まぐるしく変わってゆくこの時代。世界規模で起こった未曾有の出来事は、私たちの日常生活の中の大切なことについて、深く考える機会を与えました。それは衣食住のことだけでなく、人と人との繋がり、そして心に安らぎや潤いを与える音楽や芸術の重要性です。様々なことが困難に思える状況下でも、意識のベクトルを変えて周りを見てみると、このふじみ野市でも多くの素晴らしいアーティスト達が活躍していることに気がつきます。その活動は、私たちから不安を取り除き、勇気や希望を届けてくれるものでした。

ひとりとして同じ人がいないこの世界、そこで各人が表現するものや出来事は、ひとつとして同じものではありません。そしてこの世界は、その唯一無二である私たちが集まって出来ているものです。

私たちは、既存のアートという概念やジャンルにとらわれることなく、人の存在によって表現され繋がりを生み心を豊かにしていくものをアートと位置づけ、ふじみ野市内のアーティストを発見し、その情報を発信してゆきます。そして、皆さまが見つけたふじみ野市内のアートに関する情報を共有し、私たちも一緒に新しいものを作り出していきたくと思っています。

このアート88という冊子が架け橋となって新たなものや交流を生み、ふじみ野市全体が多様性に満ちた一つの美しいアートとして存在すること。そして、その豊かな色彩や響きが、世界中に広がってゆくことを私たちは願っています。

このプロジェクトは上記8名の公募スタッフにより企画・取材及び編集を行いました。
スタッフ / 有賀輝・井上芳枝・尾澤景子・篠島幹昌・染川広行・寺内みか・三木萌依乃 (50名)

ART88のバックナンバーは右記QRコードリンク先よりご覧頂けます。

アートフェスタふじみ野2022開催のお知らせ
新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け2年間オンラインで開催したアートフェスタも、3年ぶりにライブ開催します。今年度は、4会場、2日間にわたり、景・演芸・劇り、異様なほどのパフォーマンス、アート系ワークショップなど、内容も大盛り上がりです。アートに触れたい方も増え、ぜひご来場ください。

発行 / ふじみ野市文化・スポーツ振興課
編集 / ART88 プロジェクトスタッフ
356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1
TEL. 049-262-8124
E-mail bunka@city.fujimino.saitama.jp
紙面デザイン / ライブプリント info@liveprint.jp

アート発見・発信プロジェクトは、平成27年度市民編集員により「ふじみ野市内のギャラリーやアトリエ、公園のオブジェ、彫刻、アーティスト（個人・団体）を探し出し、紹介することで、アートに関わる人々のつながりを作り出すことを目的として」継続してきました。令和4年度でVOL. 8の刊行となります。

⁵ ICT:「Information and Communication Technology」の略。通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。
⁶ IT: コンピュータとネットワークを利用した情報技術の総称を意味します。

3 はぐくむ・ささえる～文化の担い手の育成～

未来の文化の担い手の育成として、平成27年度から小・中学校等へ、音楽やアートの授業へアーティストを派遣するアウトリーチ事業を進めてきました。また、学校教育分野における地域と学校が協働し、ともに、子どもたちの育成に取り組む「地域協働学校（コミュニティスクール）」や、社会教育分野と連携した「地域学校協働事業」も開始し、それらの事業と連携したアート事業の取組も行ってきました。令和元年から、アウトリーチ事業の派遣から実施までアーティストと学校を結ぶ手続きの効率化を図り、事業を推進しています。今後は、より多くの児童・生徒が文化施設に来館し、文化芸術に触れる機会を提供していくインリーチ⁷活動も並行して進めていく必要があります。

文化芸術を中心とする地域団体の育成としては、NPO法人等や、公民館活動団体などがあり、今後は、より多くの団体が参加協力できるネットワークの形成など、新たな文化を創出する取組として施策展開を行います。



アウトリーチ事業は、アーティストと連携し、小・中学校にアーティストを派遣し、子どもの頃から文化芸術に親しむ環境づくりと文化の担い手を育成する事業として、平成29年度から本格的に開始しました。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、学校への派遣ができませんでしたが、令和3年度から小学4年生の音楽の鑑賞体験授業に活用されています。また、学校教育分野で推進する「地域協働学校」や福祉施設等での地域交流事業としても活用されています。

⁷ インリーチ：アウトリーチ活動を文化施設、ホールで開催します。文化芸術に触れる創造体験に参加・参画する機会を創り出します。

4 つなぐ・つたえる ～地域文化の次世代への継承と発展～

歴史文化を次世代につなぎ、伝えていくために歴史・文化財を知る機会の充実や緑豊かな美しい自然と歴史が調和した景観の保全と創出を目的とする取組として、本市では、歴史や文化財を学ぶ事業、歴史的建造物の保存・活用事業、公園や緑地の保全事業等を進めてきました。令和4年度から新たな取組として、文化芸術と文化財保護をコラボレーションした取組として、旧大井村役場庁舎、福岡河岸記念館などの歴史的建造物を活用した音楽コンサートと建物見学会を行うなど、幅広い市民へ将来にわたる文化財の保存・継承の普及を目指しています。



福岡河岸記念館見学とフルート・チェンバロによるクラシックコンサートの合同企画を開催しました。(令和4年9月)

5 文化振興の視点から見る本市の課題

1 つどう・であう・つながる ～文化芸術による交流の促進～

- 文化団体の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による文化活動の停滞、公民館から文化施設への移行の中で、団体間のつながりが希薄化している現状と、音楽やアートなど文化芸術分野での活性化が進むなど、アンバランスな状況となっています。
- 令和5年10月（予定）から図書館・ホール・生涯学習機能を備えたステラ・イーストの開設、令和7年10月（予定）ステラ・イーストホール棟新設など計画的に整備事業を進めています。
- 施設の管理運営については、令和5年度から指定管理者制度を導入し民間のノウハウを活用するとともに、文化事業の更なる発展のため、指定管理者と連携し多様な文化芸術事業に取り組む必要があります。
- 新たな文化芸術に関する法整備の理念である、障がいのある方、外国籍市民、高齢者など社会的包摂⁸の考え方を文化芸術事業に活用し、社会・地域とのつながり、交流機会の創出などに取り組む必要があります。

2 みつける・いかす・つたえる ～文化的な魅力の発見と活用～

- 文化芸術基本法に示された、生活文化（食生活・伝統文化、地域文化等）を継承していく必要があります。
- 本市の歴史・文化財、伝統芸能や伝統工芸、地域の祭りなど、多様な機会を通して文化芸術事業と連携した取組みを進めることで、より幅広く市民に地域文化を紹介することができます。このようなことから、本分野についても、文化芸術施策として一体的に取り組むこととし、市民への周知・啓発を広げ、地域づくり、地域活性化に活かします。
- 情報化社会の進展、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンデマンド配信、SNS等の活用促進を図り、文化活動の情報等を広く発信する手法を積極的に利用する必要があります。しかし、デジタルデバイド⁹（情報格差）などの課題に対し、

⁸ 社会的包摂：ソーシャル・インクルージョン（social inclusion）社会的に弱い立場にある人々をも含め市民ひとりひとり、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取込み支え合う考え方のこと。社会的排除（しゃかいてきはいじょ）と反対の概念です。

⁹ デジタルデバイド：情報情報技術（ICT）のなかでも特にインターネットの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を意味します。

全てICT化するのではなく、チラシや掲示板など従来の情報発信と合わせ、情報へのアクセス方法をわかりやすくしていく必要があります。

3 はぐくむ・ささえる ～文化の担い手の育成～

- 「文化・スポーツに関するアンケート調査（令和3年度実施）」において、文化事業等のイベント情報の発信不足などが指摘されているほか、子どもの頃からクラシック音楽等の鑑賞、伝統芸能、工芸、絵画や工作の体験など、文化芸術に親しむ機会の充実などが求められています。
- 文化芸術基本法に示された、生活文化(食生活・伝統文化、地域文化等)を継承していく必要があります。
- 小・中学生等を対象とする文化芸術体験ワークショップや市民の文化芸術活動をサポートするため、文化芸術団体や関係する行政の所管課等との連携や協働を推進する必要があります。
- 文化団体、文化芸術団体間の交流、ネットワーク形成に取り組み、「新たな文化芸術推進体制」の構築により更なる地域文化の向上につなげていく必要があります。
- 同時に各主体間をつなぐ専門性の高い文化芸術コーディネーター、事業等をサポートするボランティアなどの人材確保が必要です。
- 担い手の育成には、将来を担う子どもたちや障がいのある方等、文化芸術に触れることで感性や情操を育み人間的な成長を育んでいく側面と、子どもたちに音楽やアートを実演し芸術を伝えていくアーティストの支援、市民とアーティストをつなぐコーディネーターの確保、様々な事業を支えるサポーターの育成等を行う側面があります。双方の取組を進めるためには、行政各課の連携や所管課との協力関係が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 将来像

今後8年間の本市における文化振興の基本的な考え方として、本市の文化振興を取りまく現状及び課題を踏まえて、将来像と基本方針を次のとおり定めます。

1 将来像

文化芸術は、市民に、楽しさや感動、安らぎ、生きがい、活力をもたらすとともに、人々の感性や創造性、豊かな人間性や関係性を育むなど、市民がゆとりと潤いに満ちた心豊かな暮らしを実現していく上で欠くことができないものです。

また、人と人をつなぎ、過去と現在、未来をつなぎ、地域の連帯感や一体感を生み出し、地域コミュニティを活性化させる力があり、魅力ある地域づくりを進める上で重要な役割を担っており、様々な分野と有機的に連携することで、新たな需要や高い付加価値を生み出し、地域活動の発展につながります。

さらに、文化芸術を通じて、他者の文化や価値観への理解が深められ、様々な人々の共生につながる社会的包摂の取組を教育、福祉、まちづくり等の様々な施策分野に生かすことで、様々な可能性が広がります。

このような文化芸術の様々な価値をふじみ野市の発展にいかしていくため、次の将来像を掲げます。

**様々な市民等が協働し、文化芸術を育み、
支え、未来につなげるまち ふじみ野**

2 基本的視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、第1期ふじみ野市文化振興計画では次の3つを計画の各施策を貫く共通の視点として取り組んできました。第2期文化振興計画では、これら3つの視点をさらに発展させてまいります。

① 参加

市民が文化創造の主役として文化への関心を高めるため、だれもが文化芸術に参加しやすい機会や環境をつくり、市民文化の力を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

② 多様性

だれもが等しく身近な場所で文化芸術の鑑賞や体験等に触れ、親しむ機会を創りだし、多様性を活かした社会的包摂を進めるまちづくりをめざします。

③ 魅力

市民自ら多様な市民文化活動に参加し、自ら文化を創造する担い手となりその活動を広げていくことで、より魅力的、創造的、活動的な輪が広がる文化芸術によるまちづくりを進めていきます。

(1) “参加”することで愛着と思い出がうまれるまちへ

市民が主体的に参加し、文化芸術活動を通して、地域でお互いに協力し、活動することで、まちへの愛着やふるさと意識を育みます。そして、自分の住むまちを誇りに思う気持ちが、このまちをよくしていきたいという想いにつながり、創造的で活動的な輪が広がる文化芸術によるまちづくりを進めていきます。

また、新たな文化施設をふじみ野市の文化創造拠点とし、安全・安心で使い勝手の良い優れた文化施設の整備と適切な管理運営を行い、文化芸術活動をソフト・ハードの両面から支え、だれもが気軽に参加したくなる文化芸術創造の場としての環境を整えます。

(2) “多様性”を活かし可能性を広げるまちへ

本市は、首都圏のベッドタウンとして発展し、子育て世帯が増加しています。

また、高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化などに伴い、支援を必要とする高齢者や障がい者も増加傾向にあります。特に、本市では高齢者施設が増加しており、市外から高齢者施設に入所する高齢者も増加しています。

さらに、外国籍市民が増加し、多様な市民が暮らすまちが形成されています。

年齢、性別、障がいの有無、国籍の違いなど、多様な背景を持つ市民が、文化芸術を通し、生活に楽しみや彩り、心の豊かさや創造力、地域のコミュニケーション力を育み、お互いを理解し合い、お互いの多様性を活かし、さらには社会的課題の解決につながるなど、可能性に溢れるまちを築いていきます。

(3) “魅力”発見と発信でより魅力的なまちへ

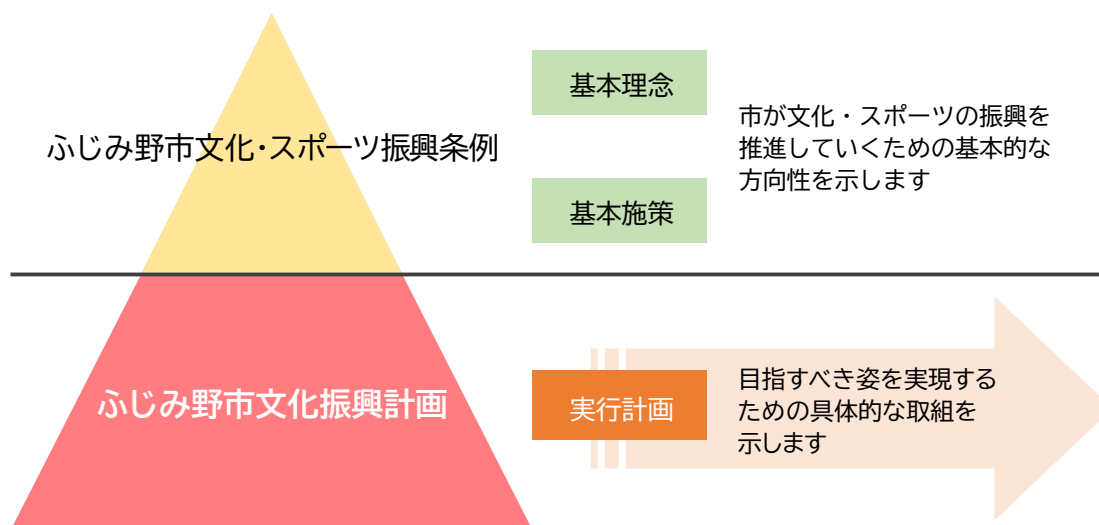
本市は、都心に近く利便性が高いことから、住みやすいまちとして評価されており、さらに自然豊かな場所も多く、子育て世代にも魅力的なまちとして、人口の増加率も全国と比して高くなっています。

一方で、平成17年には上福岡市と大井町が合併して15年が経ち、「ふじみ野」の独自性を求める市民が多くなっています。本市が持つ多様な文化資源、豊かな緑、美しい景観、古くから伝わる伝統芸能など、多くの地域文化資源としての魅力や、市民自ら多様な市民文化活動に参加し、自ら文化を創造する担い手となりその活動を広げていくことで、より魅力的、創造的、活動的な輪を文化の力とし、さらに磨きをかけ、その魅力を発見・発信することで、観光や産業の振興、地域の活性化につなげ、より魅力的な都市「ふじみ野」を創造していきます。

2 施策体系

本市では、ふじみ野市文化・スポーツ振興条例の基本理念及び基本施策を具体的に取
り組むために4つの基本方針を定め、目指すべき姿の実現に向け、「参加・多様性・魅力」
の3つの視点を踏まえ、施策を展開します。

なお、基本方針は市民がイメージしやすい表現を用いて作成しました。



文化振興施策

基本方針	施策の方向性	施策
<p>1 つどう である つながる</p> <p>文化芸術 による 交流の促進</p>	1 文化芸術拠点としての文化施設の充実	1 利用しやすい文化芸術拠点施設の充実 重点施策
		2 文化施設における文化芸術の鑑賞・体験・発表の機会の充実 重点施策
	2 多様な文化芸術にであう機会と多様な市民の交流促進	1 アーティスト等との連携・協働による文化芸術活動の活性化
		2 障がいのある方、外国籍市民、高齢者等の文化芸術活動への支援
<p>2 みつける いかす つたえる</p> <p>文化的な 魅力の 発見と活用</p>	1 ふじみ野の文化資源を活かした地域活性化	1 文化的な魅力の発見・発信による新たな文化の創造
		2 地域文化資源を活かした地域活性化
<p>3 はぐくむ ささえる つなぐ</p> <p>文化の 担い手の 育成</p>	2 多様な情報発信のネットワークづくり	1 文化芸術に関する情報提供の充実 重点施策
		1 新たな文化の創造を担う子どもの文化芸術活動の支援
	1 新たな文化の創造を担う子どもの文化芸術活動の支援	1 子どもたちが様々な文化芸術活動を体験する機会の充実 重点施策
		2 小・中学生の継続的な文化芸術活動への参加機会の充実
2 市民と文化芸術のつながりの強化	1 市民と文化芸術をつなぐ人材や団体の育成・連携	
	2 文化芸術を身近に感じる取組への支援 重点施策	

第4章 文化振興施策

基本方針1 つどう であう つながる

～文化芸術による交流の促進～

人々がつどい、出会い、交流しながら文化を育む場として、文化施設を文化芸術拠点とし、様々な分野の文化芸術に出会うことのできる身近な場としていきます。



また、アーティスト、文化活動を行う団体、個人等を介して、多様な市民の交流が促進される文化芸術事業や活動の充実を重点取組とします。

■ 成果指標 ■

No.	指標	現状 《令和4年度》	目標 《令和8年度》
1	音楽、美術や演劇などの文化芸術を観たり、活動したり、楽しんでいる人の割合 (月に1～2回以上) (文化・スポーツに関するアンケート調査) 【設定理由】 第1期、第2期計画策定の際、同じ調査項目で比較をしており、経年変化を示す指標となる。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため、数値としては低いですが、下記2の数値が向上することを想定し、次回、見直しを行う令和8年度は約2倍増を設定した。	鑑賞：5.8% 活動：5.3% (R3)	鑑賞：12% 活動：11% (R7)
2	文化芸術事業への参加者数 【設定理由】 文化芸術事業への参加者数の基準を5,880人とし、前年度数の5%増を設定した。	令和4年度 (12月末現在) 5,880人	7,150人

施策の方向性1 文化芸術拠点としての文化施設の充実

ステラ・イーストとステラ・ウェストを中心に、良質な文化芸術を身近に鑑賞でき、また文化芸術活動の拠点として、施設間の有機的連携や地域のつながりを促進しつつ、広域的な「ふじみ野の文化」の創出に取り組み、魅力あるまちづくりに寄与する文化芸術創造拠点となることを目指します。

(1) 利用しやすい文化芸術拠点施設の充実

市民からは、気軽さや利用しやすさの視点による施設の運営や、文化施設、公民館などにおける発表・活動機会の充実などが求められています。

本市のステラ・イースト、ステラ・ウェスト、産業文化センター及び上福岡西公民館は、文化芸術の創造拠点であり、市民の文化活動や生涯学習活動の場としても、地域と密着し文化芸術に対する市民の興味・関心を広げ、文化団体等の多様な文化活動を促進するため、それぞれの施設の役割がより一層向上するような仕組みを検討していく必要があります。そのため計画的及び効果的な施設の管理運営を行う必要があります。また、運営面では、文化施設の有機的連携¹⁰を推進し、文化芸術の普及とすそ野の拡大、文化創造の場として充実を図ります。また、指定管理者制度の運用にあたっては、文化芸術事業、生涯学習事業等、指定管理者と連携し推進するとともに、適切なモニタリングを実施していきます。

【関連分野：社会教育分野】

▼主な取組

取組／事業	
●文化施設整備事業の推進	
・文化施設の適切な維持保全、計画的な整備を進めます。	【継続】
・多様な文化芸術活動に対応できる施設の有効活用を進めます。	【継続】
●文化施設における指定管理者制度の適切な運用	
・市・指定管理者との有機的連携を進めます。	【新規】
・指定管理者制度の活用と適切な運用を進めます。	【新規】

¹⁰ 有機的連携：異なる役割を持ったいろいろな部門、あるいは人たちが、組織全体として1つの目標を達成するために、お互いに不可欠な相互作用をする補完関係を言います。ステラ・ウェストは、図書館・ホール施設及び公民館・生涯学習機能がある複合施設となります。館内での連携、他の文化施設とつながりを持つことで、幅広い利・活用による文化活動の普及・拡大効果が見込めます。

(2)文化施設における文化芸術の鑑賞・体験・発表の機会の充実

市民からは、だれもが気軽に文化芸術にふれることができる機会の充実や、文化芸術の支え手と受け手が交流できる機会の充実などが求められています。

文化施設においては、だれもが等しく文化芸術を鑑賞・体験・発表等ができる機会を創出します。また、身近な地域で文化芸術に出会い親しむ機会や、まち全体に文化芸術があふれる魅力的なまちを目指し、事業を展開します。

【関連分野：学校教育分野、社会教育分野・子育て支援分野・福祉分野・協働推進分野】

取組／事業	
●文化施設と連携した文化芸術の場づくりと事業推進	
・文化芸術の鑑賞・発表・体験機会の推進	【新規】
・市民・アーティストと連携した文化芸術活動の推進	【新規】
・新たに参加する団体・市民等の拡充	【新規】
●社会的包摂を目的とする文化芸術の場づくり	
・乳幼児、子ども、高齢者などすべての世代が等しく文化芸術に触れることのできる事業の充実	【継続】
・障がいのある方、外国籍市民など、アートを通じた交流事業の促進	【新規】
●文化施設を活用した複合事業の推進	
・文化施設が有する機能を活用し、他分野と連携して実施する事業の促進	【新規】

施策の方向性2 多様な文化芸術にであう機会と多様な市民の交流促進

本市では、「アートフェスタふじみ野」や「文化芸術企画提案型委託事業」、「文化芸術活動未来応援事業」など、市民が多様な文化芸術に出会い、参加する機会の充実に取り組んでいます。市内・外で活動する様々なアーティストと連携・協働し、アーティストの活動の場づくりや市民が多様な文化芸術に出会い、参加する機会の充実を推進します。

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されたことにより、障がい者の文化芸術活動を促進し、個性と能力の発揮及び社会参加の促進を進めます。また、高齢者、外国籍市民、生活困窮者など、社会的に孤立しがちな人に対する社会的包摂の視点を踏まえ、文化芸術事業や文化活動を通じた交流機会を充実し、地域共生社会¹¹の実現を目指します。

(1) アーティスト等との連携・協働による文化芸術活動の活性化

本市には、市内・外で活動する多くのアーティストがいます。

音楽系分野では、「特定非営利活動法人ふじみ野市音楽家協会」や公民館等で活動する文化団体など、また、アート分野では、絵画・工芸等の団体・サークル、踊りやジャズダンスなど多様な活動を展開しています。令和4年度からは「市文化芸術企画提案型委託事業」を開始し、アーティストとの連携・協働により、アーティスト自らがイベントを企画・運営することで、市民が、多様な文化芸術に触れ、親しみ、参加する機会や交流機会の創出、さらに地域の活性化につなげていきます。

【関連分野：社会教育分野】

取組／事業	
●多様な世代等を対象とした多様なジャンルにわたるアートイベントの実施	
・多様な市民が参加・交流できるアートフェスタ企画の充実	【継続】
・アートフェスタにおける美術系作品展の促進	【新規】
●新進芸術家を起用した文化芸術事業の実施	
・文化施設と連携した新進芸術家の文化芸術事業の促進	【新規】
●アーティストとの連携による文化芸術活動の推進	
・文化芸術企画提案型委託事業の拡充	【継続】
・多様なアーティストによる連携事業の拡充	【継続】

¹¹ 地域共生社会：社会構造の変化や人々の暮らしの変化等を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すことをいいます。

(2)障がいのある方、外国籍市民、高齢者等の文化芸術活動への支援

市民からは、子どもや障がいのある方など、だれもが参加できる環境づくりや、アウトリーチ・インリーチ事業の充実などが求められています。文化芸術の持つ力を市民力・地域力の育成や地域における社会的課題¹²への取組と連携し、福祉・教育分野、地域の活性化やコミュニティの形成・再生などに活用します。

また、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を進めるため文化芸術活動に参加しやすい環境づくりや、自ら行う文化芸術活動への支援を充実します。

【関連分野：福祉分野・子育て支援分野・協働推進分野】

取組／事業	
●福祉分野等と連携した文化芸術事業の推進	
・福祉施設等へのアウトリーチ事業の推進	【継続】
・子育て支援施設と連携した文化芸術事業の推進	【継続】
●障がい者が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりの推進	
・障がい者アート活動への支援と参加しやすい環境づくりの推進	【新規】
・アートフェスタにおける障がい者アートとの連携促進	【新規】
・アートフェスタにおける外国籍市民と連携した国際交流事業の推進	【新規】



小・中学校、福祉施設等がアウトリーチを活用したい場合、派遣の手続きをわかりやすくするために作成した案内パンフレットです。また会場まで来られない方々のために、福祉施設等へのアーティストの派遣も行っています。

12 地域における社会的課題：少子化・高齢化、経済低迷等の社会的課題に起因する解決困難な様々な地域的課題として、地域コミュニティ、防災・防犯、環境、高齢者の孤立化、ひとり親家庭への支援、学校への支援等があげられます。

基本方針2 みつける いかす つたえる

～文化的な魅力の発見と活用～

市民との協働により、ふじみ野市の魅力を発見・発信するとともに、市民や企業、民間団体による文化芸術活動を活かした新たな魅力の創造を進めます。



■ 成果指標 ■

No.	指標	現状 ≪ 令和4年度 ≫	目標 ≪ 令和8年度 ≫
1	アーティストやユニークな取組を地域文化情報として発信し活用した件数 【設定理由】 ・1冊6頁6人掲載し、令和4年度で8冊刊行し50件紹介してきた。今後も毎年同じ内容で紹介を続けていくと、(4冊×6件) 24件の情報を発信していく。	平成28年度 ～令和4年度 50件	令和5年度 ～令和8年度 24件
2	市民と企業、大学、文化団体等と連携して取り組んだ文化事業の数 【設定理由】 ・現在の2件から毎年1件ずつ増やし、令和8年で、全6件の連携事業が開催されることを目指す。	2件 (アートフェスタ、 KDDIリビングラ ボ)	6件

施策の方向性1 ふじみ野の文化資源を活かした地域活性化

本市はコンパクトな都市環境や都内までの交通の利便性の高さなどから、住みやすいまちとして様々なデータ¹³で示されています。

また、古くから武蔵野台地に生きた人々の歴史があり、新河岸川や川越街道などの交通路を利用し河岸場や宿場町が栄え、現在もその面影が一部残され、市民の憩いと潤いの場所となっています。近年は、「アート発見発信プロジェクト」、「文化芸術活動未来応援事業」、「文化芸術企画提案型委託事業」等を通して、地域文化資源の発見や活用を進めています。今後は、本市の多様な地域文化資源を活かし、新たな文化活動の創造や、他市に誇れる文化的で魅力のあるまちを目指します。

(1) 文化的な魅力の発見・発信による新たな文化の創造

¹³ 平成27・28年度(2015・2016年)東洋経済新報社「住みよさランキング」において2年連続で埼玉県第1位に選ばれました。

第4章 文化振興施策

市民からは、本市の文化芸術を知ることや、身近な文化芸術を活かした取組などにより、本市の可能性を広げていくことが求められています。

本市の文化的な魅力を発見・発信するための主要事業である「アート発見発信プロジェクト」や「株式会社KDDI総合研究所連携リビングラボ」の実施等により、新たな文化を創造するとともに、その魅力を発信していきます。

取組／事業	
●市内のアートスポットやアーティスト、ユニークな取組の発見・発信	
・アート発見発信プロジェクトの充実と情報の活用の促進	【継続】
・市内に住むアーティストの発掘と連携の促進	【継続】
●地域の身近な文化資源の掘り起こしと情報発信	
・市民ギャラリーの活用の促進	【継続】
・オンデマンドによる定期的な文化芸術や文化財紹介作品配信の充実	【継続】
●包括連携協定締結団体 ¹⁴ や企業・文化団体と市民の連携の仕組みづくり	
・ふじみ野高校、文京学院大学等包括連携協定締結団体と連携した文化芸術事業の推進	【継続】
・市内企業等と連携した文化芸術事業開催の促進	【継続】

◆株式会社 KDDI 総合研究所連携リビングラボとは



包括連携協定締結団体である KDDI 総合研究所と連携し「リビングラボ」の手法を活用した市民ワークショップを開催し、令和3年度から、実現可能な活動・企画の具体化を目指し、4つのプロジェクトを実施。【A:情報発信プロジェクト・B:つながるプロジェクト・C:アート系ワークショップの開催・D:中高生対象『KDDI 総合研究所研究員と先端研究を対話しませんか「未来創造ラボ」】
(写真:「未来創造ラボ」令和3・4年度開催)

¹⁴ 包括連携協定締結団体：ふじみ野市と大学・企業等が結んでいる協定。教育機関では大学が6校、高校が1校の7校と締結をしています。

(2) 地域文化資源を活かした地域活性化

市民からは、市民ワークショップを通じて、市の歴史を学ぶ事業や東西地域の交流、地元食材を活用した食文化の継承など、様々なアイデアが挙げられています。

本市の伝統芸能や伝統工芸、地域の祭り、食文化、生活文化など、多様な機会を通して地域文化資源を活かし紹介していくなど、地域活性化につながる文化事業を展開します。

【関連分野：社会教育分野・協働推進分野・産業振興分野】

取組／事業	
●地域文化の創造につながる祭りの活性化	
・祭りとアートがコラボした市の魅力を発信する取組の推進	【新規】
●市の歴史・文化財をはじめとする地域文化資源を活用したアート事業の推進	
・お囃子などの伝統芸能や歴史・文化財と連携したアート事業を通じた、幅広い世代への文化財保護の普及・啓発と次世代への継承	【継続】
・地域文化資源（食文化・生活文化等）を活用したワークショップの推進	【新規】



「日本歌曲と抒情歌を歌うコンサート（ソプラノ歌手&電子ピアノ）」

（旧大井村役場庁舎1階 令和4年10月）



「サクソフォンカルテットによるクラシックコンサート」

（旧大井村役場庁舎1階 令和4年9月）

令和4年度から開始した「まちかどロビーコンサート」では、福岡河岸記念館や旧大井村役場庁舎でのコンサート開催を通して、本市の歴史や文化財保護思想を普及しました。

施策の方向性2 多様な情報発信のネットワークづくり

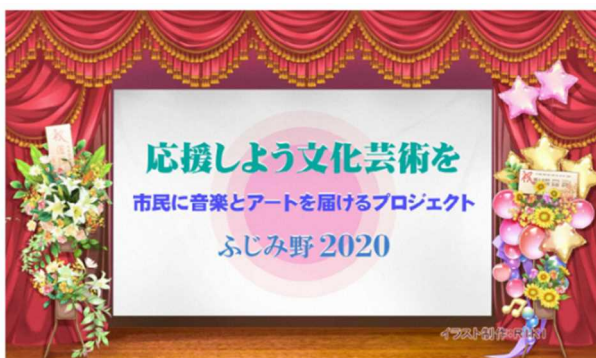
本市では、市ホームページやSNSを活用した情報発信を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には活動を休止せざるを得ないアーティストの支援として「応援しよう文化芸術を～アートプロジェクト～」や「アートフェスタふじみ野」でのライブ配信・オンデマンド配信を行うなど、文化芸術を通じてどのようなことができるかを、多くのアーティストや市民の理解・協力のもとに様々な可能性を検討し、取り組んできました。今後も、市ホームページやSNSなど、多様なツールを活用し世界に向けた文化芸術活動情報の発信を行うとともに、企業や文化団体等、多様な主体と連携しながら発信力を強化していきます。

(1)文化芸術に関する情報提供の充実

市民からは、広報紙の見やすさの改善、ふじみ野Fメールやふじみ野アート発見・発信の活用など、既存のツールを活用した情報提供の充実が求められています。また、情報のデジタル化が進む一方で、ICT環境格差への対策が大きな課題となっています。市民が積極的に文化芸術事業や活動に関わりが持てるよう、様々な媒体を活用した情報提供を進めます。全てICT化するのではなく、チラシや掲示板など従来の情報発信と合わせ、情報へのアクセス方法をわかりやすくしていきます。

【関連分野：広報広聴分野・協働推進分野】

取組／事業	
●様々な媒体による情報提供の推進	
・広報やホームページ、オンデマンド、掲示板やチラシ等、多様な情報ツールの充実	【継続】
・アーティストと連携し演奏会等のオンデマンド配信の推進	【継続】
●助成金・補助金情報や公募情報の提供	
ホームページ等での国・県等の助成金情報発信の充実	【継続】



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたアーティストの支援事業として開始した「応援しよう文化芸術を～市民に音楽とアートを届けるプロジェクト ふじみ野2020～」

基本方針3 はぐくむ ささえる つなぐ

～文化の担い手の育成～

新たな文化の創造を担う子どもの文化芸術活動を支援し、多様性を受け入れる寛容さや感性を育むとともに、市民と文化芸術をつなぐ人材の育成を図り、本市の文化を支える担い手を育成します。

関連するSDGs



■ 成果指標 ■

No.	指標	現状 令和4年度	目標 令和8年度
1	小・中学校で実施したアウトリーチ事業数 【設定理由】 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け小・中学校へのアーティストの派遣が困難な状況があるが、芸術系の授業や地域協働学校での地域交流事業への活用を目指し、市内全小・中学生が文化芸術に触れる機会をつくる。	1回 (新型コロナウイルス感染症拡大以前6回)	19回 (市内全小・中学校に年1回以上実施)
2	市民の文化活動を支える人材や地域団体の育成 文化芸術活動のコーディネーターの人数 【設定理由】 ・市内に在住するアーティストの協力を得て、市内各小・中学校との円滑な連絡調整を行うため、各校を対象とする文化芸術コーディネーターを配置する。	3人	19人 (市内全小・中学校を担当するコーディネーター各校1名配置)

施策の方向性1 新たな文化の創造を担う子どもの文化芸術活動の支援

新たな文化の創造を担う人材育成のために、幼い頃から地域の文化芸術に慣れ親しむ環境づくりとして、学校や地域と連携し、子どもたちの身近な場で様々な文化芸術に参加・体験できる機会を充実することが重要です。

本市では、平成28年から、アーティストと連携し、子どもの頃から文化芸術に親しむ環境づくり、心豊かな感性を育む情操教育の一助、文化系の部活動等へのサポートなどを目的とした「アウトリーチ派遣事業」を実施しています。今後は、文化施設、文化芸術団体、市が連携し、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を通して、生涯にわたり文化芸術に親しみ、新たな文化を創造していく担い手となることのできる環境をつくりま

(1)子どもたちが様々な文化芸術活動を体験する機会の充実

市民からは、子どもたちが文化芸術に親しめるきっかけづくりや機会の充実が求められています。

また、文化芸術活動は、子どもの居場所づくりや世代間交流事業などに活用することを通し、社会的包摂の役割を担うことも期待されています。

アウトリーチ事業や多様な主体との連携を推進し、子どもの頃から様々な文化芸術活動や事業に参加・体験できる機会を創出し、将来にわたり文化の創造を担う子どもたちの価値観や創造力、表現力を育成します。

【関連分野：学校教育分野・社会教育分野・子育て支援分野】

取組／事業	
●保育所・幼稚園・小・中学校へのアウトリーチ事業の実施	
・保育所・幼稚園など子育て支援施設へのアウトリーチ事業の拡充	【新規】
・小・中学校芸術分野授業へのアウトリーチ事業の拡充	【新規】
・小・中学校「地域協働学校」でのアウトリーチ事業の充実	【継続】
●伝統文化や市の歴史等の学習支援	
・歴史民俗資料館を中心とする郷土学習、展示会開催の推進	【継続】
●文化施設等で子どもが文化芸術活動に触れる機会の充実	
・子どもを対象とする文化芸術活動未来応援事業等の開催促進	【継続】
・小学生を対象とする文化芸術鑑賞・体験活動の推進	【新規】

◆ふじみ野市アウトリーチ派遣事業（再掲）



小・中学校、福祉施設等がアウトリーチを実施したい場合、派遣の手続きをわかりやすくするために作成した案内パンフレットです。毎年度最初の教育委員会校長会において趣旨を説明し、参加校を募っています。

(2)小・中学生の継続的な文化芸術活動への参加機会の充実

市民からは、子どもの頃から良質な文化芸術に触れることが求められています。

また、学校教育における部活動の地域支援が求められており、特に、小・中学校の児童・生徒の豊かな想像力や表現力を育むため、文化施設において市内アーティストと協働して各種文化芸術事業の開催を進めます。

さらに、中学校の部活動の地域移行を支えていく体制づくりを、文化芸術団体、文化施設、市が連携して取り組む必要があります。

今後、継続的な取組を進め文化芸術に親しむ機会の充実を図ることで、本市の文化芸術の未来を担う人材の育成を目指します。

【関連分野：学校教育分野、社会教育分野】

取組／事業	
●小・中学校児童・生徒の文化芸術活動への支援	
・中学校文化部（吹奏楽部・美術部等）へのアーティスト派遣の推進	【継続】
・文化芸術団体及び文化施設と連携し、小・中学生を対象に継続的な音楽分野、美術分野等の活動機会の創出と活動の促進	【新規】
・子どもの音楽系文化活動団体の育成と活動支援の推進	【新規】
・絵画、手工芸等子どものアート系文化活動団体の育成と活動支援	【新規】



令和3年度リニューアルオープンしたステラ・イースト魅力発信事業として、子どもも参加した「夢と魔法の音楽会ミュージカルコンサート」や、新たにできたDIYルームでのアート系ワークショップ（消しゴムはんこ作り）など、子どもを対象とするアート事業を進めています。

施策の方向性2 市民と文化芸術のつながりの強化

文化芸術は生活に潤いを与え生きる活力につながります。令和3年度に実施した「文化・スポーツに関するアンケート調査」によると、文化芸術の鑑賞や活動機会等に不満がある方の半数が「身近に鑑賞・活動できる場所がない」と回答しており、年代別の集計においても、すべての年代で第1位となっています。

そのため、新たな文化施設の整備を契機に、文化芸術がこれまで以上に身近なものとなるよう、アーティストと連携し様々な文化芸術事業を開催し、参加した市民が継続的な文化芸術活動につながる仕組みを創り、人材や団体の育成を進め市民の文化芸術活動の活性化を進めます。

(1)市民と文化芸術をつなぐ人材や団体の育成・連携

市民ワークショップでは、文化団体の横のつながりやネットワークが希薄化しているという意見が出されています。また、活動団体の高齢化も進むなど、新しい世代への文化活動参加への働きかけが必要です。市民が気軽に文化芸術活動に参加するためには、文化芸術活動を支え、芸術家やアーティストと事業の実施担当者等をつなぐコーディネーター¹⁵やネットワークが必要であり、これらの活動を支える担い手や団体の育成も必要です。また、将来を担う小・中学校児童・生徒の文化芸術活動への参加も重視し、地域の文化団体、文化芸術団体、大学、企業やアーティストと連携し、そのような中から、地域文化を伝える人材、活動に参加協力する人材等の発掘や把握、が必要です。さらに、世代や障がいの有無、国籍に関わらず、市民と文化芸術をつなぐ文化芸術コーディネーターや文化芸術事業を支えるサポーターなどの人材を育成していく必要があります。

取組／事業	
●市民の文化活動を支える人材（文化芸術コーディネーター等）の確保	
・市民や学校とアーティストをつなげるコーディネーターの発掘、育成の推進	【継続】
・文化芸術事業におけるサポーター等の人材の確保・育成の推進	【新規】
●大学等の教育機関との連携による文化芸術事業の開催	
・アートフェスタ事業に参加する大学等の拡充	【継続】
●文化芸術団体、文化団体、大学、企業等のネットワークの形成	
・新たな文化を創出する文化団体等ネットワークの形成	【新規】

¹⁵ コーディネーター：ボランティアニーズと社会ニーズの間であって、それぞれのニーズの内容を把握し、双方のニーズがお互いに満たされるよう需要調整（マッチング）を行う触媒としての役割を果たします。自らの確かな知識や経験、豊富な情報をもとに出会い、学び合う機会や場を演出する役割を果たします。

(2)文化芸術を身近に感じる取組への支援

市民からは、身近な商業施設や空き店舗などを活用した取組や、大学との連携による活動支援などが求められています。

市民、文化団体、企業、大学等、また、近隣市町で活動する文化団体とのつながりを創っていくことも含め、様々な連携・協力を想定し市民の文化芸術活動やサポート体制を充実し、文化芸術を身近に感じる取組を支援します。

取組／事業	
●市民の自主的な文化芸術活動の支援	
・文化芸術活動未来応援事業を活用した、新進アーティスト、文化芸術団体の活動機会の推進	【継続】
・文化団体ネットワーク形成に参加する文化芸術活動団体数の拡充	【新規】
・文化団体ネットワークによる文化芸術活動の推進	【新規】

☆企画事業を募集します☆

令和4年度 ふじみ野市

「文化芸術活動未来応援事業」
「文化芸術活動チャレンジ事業」

募集要項

みなさんの文化芸術活動を応援する助成制度です。
※文化芸術のおでかけが年中楽しく、楽しいのをお楽しみください。

●事業説明会
【日時】令和4年4月9日(土)
09時～10時 / 正午～午後1時30分～2時30分
ふじみ野市役所4階 A大会議室
※2022年度に引き続き、抽選で実施させていただきます。
定例説明会：ホームページ公開(2月10日)から4月2日(金)まで

●【未来応援事業】申請受付期間
令和4年4月13日(月)～令和4年5月22日(月)

●【未来応援事業】実施期間
令和4年7月1日(金)～令和5年3月31日(金)

●【チャレンジ事業】対応期間
令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)まで

●提出・問合せ ※土日祝日を除く 8時30分～17時15分

ふじみ野市文化芸術振興推進課 企画・広報課 企画係
〒320-8504 ふじみ野市本町1-1-1 ふじみ野市役所2階
TEL. 049-262-6124 / FAX 049-269-4774
E-mail buriko@city.fujinomiya.lg.jp



平成30年度文化振興審議会から「文化芸術振興に係る助成制度のあり方について」答申を受け、令和元年度から開始した「文化芸術活動未来応援事業」は、年々実施者が拡大し、令和4年度は8事業を採択し実施されるなど、アーティストの活動の場となっています。

第5章 計画の推進体制

1 推進の方策

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例では第4条から第6条において市の責務や市民・団体の役割を定めています。

文化振興計画の策定は文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための市の責務の一つであり、その計画を推進していく上で必要な財政上の措置や連携について市は次のとおり進めます。

また、市民・団体がそれぞれの役割について自覚し、計画を推進していきます。

(1)市の役割

①連携・協働による計画の推進

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例に基づき、施策の実現に当たっては、市が積極的に市民、団体と連携します。

また、市や市民、団体、教育機関、企業等が連携・協働して行った文化事業について懇談の機会を設け、多くの市民が市の文化創造に参加できる場を検討します。

②庁内の連携による計画の推進

施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、市は文化振興庁内委員会を定期的に関催し、文化振興計画の施策を所管する組織間の連携と情報共有を強化します。

また、文化振興庁内委員会及び関係職員を対象とした研修会を開催し、文化政策の現状について学びあう機会をつくります。

③文化振興のための財源の確保と効率的・効果的な活用

市は文化振興に必要な財源の確保のため、財政事情等を考慮しつつ、施策の実施に必要な予算措置の充実に努めるとともに、国や県、民間の補助金の活用を積極的に行います。

また、文化振興基金¹⁶の設置やクラウドファンディング¹⁷による民間資金の導入及び、その効果的・効率的な活用を検討します。

¹⁶ 文化振興基金：特定の目的のために、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けるもので、市の条例で設置するもの。

¹⁷ クラウドファンディング：ある目的を持って事業や活動を始めようとする人や団体が必要とする資金を、インターネットを通じて多数の支援者から収集し実現する手法。

④文化団体等ネットワークの形成

これまでふじみ野文化の土壌を築いてきた公民館文化団体の活動の歴史と、第1期ふじみ野市文化振興計画の取組の成果である文化芸術活動に参加する市民、文化団体、事業者、大学等の活動を踏まえ、ともにふじみ野文化を築いていくため新たな文化団体等のネットワーク組織の構築を進め、ネットワーク組織と行政が協働して、ふじみ野文化の発展に取り組みます。

⑤文化施設等の効果的な活用

文化施設の管理運営に関して、市民や文化団体のニーズに沿ったサービスが提供されるように、これまでの指定管理者制度を評価し、施設の特色を活かした適切な民間活力による施設運営を進めます。

⑥情報発信・プロモーションの充実

市民の多様な文化芸術活動を活性化させるとともに、歴史文化資産を有効活用することなどによる市民のまちへの誇りの醸成にもつなげるため、アクセスしやすい文化芸術活動情報の発信が求められます。そのため、文化芸術活動などを行う個人や団体、地域、事業者などから寄せられるイベント等の情報を収集するとともに、文化芸術活動の実績や、芸術家や指導者などの情報などを含め、ホームページや情報誌などの多様なメディアを効果的に活用した情報発信を行います。

また、世代や障がいの有無、国籍に関わらず、だれもが情報が得やすいように情報のバリアフリーに努めます。

○ふじみ野市文化・スポーツ振興条例（抜粋）（平成27年9月30日条例第33号）

（市民の役割）

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

（地域団体の役割）

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

（市の責務）

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(2)市民、団体、文化施設の役割

①市民の役割

市民一人ひとりが文化活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を活かし、多様な市民との交流やつながりの中で地域コミュニティの発展に積極的に関わり、地域の文化振興並びに文化の発展に努めます。

②団体の役割

文化振興を進めるためには、個人の活動だけではなく、文化芸術団体、NPO法人、企業、大学等の教育機関等、多様な主体による活動や支援などが求められています。各団体における活動の主旨や目的を活かし、地域社会の一員として自主的に文化活動の推進を図るとともに、団体自ら地域の文化振興に寄与し、文化の発展を牽引する主体として、行政をはじめ他分野との連携、協働に積極的に取り組みます。

③文化施設の役割

安全・安心で使い勝手のより優れた文化施設の整備と適切な管理運営を行い、文化芸術活動をソフト・ハードの両面から支え、だれもが気軽に参加しやすい文化芸術創造の場として環境を整えます。

また、これまで地域文化を支えてきた市民、文化団体等と連携し、新たなふじみ野文化の創造に共に取り組みます。

2 評価・見直し

(1) 実行計画の策定

本計画の着実な推進のために、年度毎に実行計画を策定します。

各取組は、実行計画に基づき、担当部署との協働による推進を図るとともに、進捗状況の把握を行います。重点取組については、令和年8度を目標とする指標を設定し、進捗状況の把握と検証を行います。

(2) 進捗状況の検証と計画の見直し

実行計画に基づき、進捗状況を把握し、文化振興審議会及び文化振興庁内委員会において定期的に検証を行い、必要な施策を講じるとともに、検証の結果を次期計画の策定における改善に反映します。

本計画の重点取組については、指標に対する進捗及び実施の効果に関する評価を行います。取組については年度毎の事業実績により、進捗状況を把握します。

計画内容の見直しにあたっては、社会情勢の変化を踏まえ、着実かつ効果的な改善方策を検討します。

また、計画の進捗状況や施策の効果をより適切に点検・評価するための評価方法や指標等を検討し、市民に分かりやすく説明できるよう工夫します。



(3) 3つの視点を踏まえた評価

評価の実施にあたっては、事業の進捗状況を把握するとともに、第3章「目指すべき姿」の実現に向けて、各施策、事業を貫く共通の視点として位置づけた「目指すべき姿を達成するための3つの視点（参加・多様性・魅力）」が活かされているか、考慮されているかについてもあわせて検証します。

1 策定経過

【令和3年度】

年月日	内容
7月30日(金)	令和3年度 第1回文化振興審議会 ・「文化・スポーツに関するアンケート調査」項目について
7月～8月	○「文化・スポーツに関するアンケート調査」実施
11月9日(火)	令和3年度 第2回文化振興審議会 ・「文化・スポーツに関するアンケート調査」実施報告
12月23日(木)	令和3年度 第3回文化振興審議会 ・第1期ふじみ野市文化振興計画の実績について
令和4年3月10日(木)	令和3年度 第4回文化振興計画 ・「文化活動団体等へのアンケート調査項目審議」
1月～2月	○「文化活動団体等へのアンケート調査」実施

【令和4年度】

4月27日(水)	令和4年度 第1回文化振興審議会 ・文化振興計画策定市民ワークショップの開催について ・第2期ふじみ野市文化振興計画（素案）審議
5月15日(日) 5月21日(土)	○第2期ふじみ野市文化振興計画策定市民ワークショップ開催
5月24日(火)	令和4年度 第2回文化振興審議会 ・文化振興計画策定市民ワークショップのまとめ ・第2期ふじみ野市文化振興計画（素案）審議
8月29日(月)	令和4年度 第3回文化振興審議会 ・第2期ふじみ野市文化振興計画（素案）審議
10月28日(金)	令和4年度 第4回文化振興審議会 ・第2期ふじみ野市文化振興計画（素案）審議
12月19日(月)	令和4年度 第5回文化振興審議会 ・第2期ふじみ野市文化振興計画（素案）審議
令和5年1月13日(金)	令和4年度 第6回文化振興審議会 ・第2期ふじみ野市文化振興計画（案）答申

2 ふじみ野市文化振興審議会条例

(設置)

第1条 ふじみ野市文化・スポーツ振興条例（平成27年ふじみ野市条例第33号）第9条の規定に基づき、ふじみ野市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務について必要な事項を調査及び審議する。

- (1) 文化振興計画に関すること。
- (2) 文化の振興に関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (3) 文化の振興に関する施策及び事業の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が文化の振興について必要と認める事務に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化芸術に関する知識又は経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、文化の振興に関し市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

3 ふじみ野市文化振興審議会 委員名簿

号		氏名	所属等
1号委員	学識経験者	いとう やすお 伊藤 裕夫	日本文化政策学会理事 (公財) 舞台芸術財団演劇会評議員
		わたなべ ゆきの 渡辺 行野	文京学院大学人間学部児童発達学科 准教授/日本音楽表現学会所属
		おかもと ゆうじ 岡本 雄司	尚美学園大学芸術情報学部教授/ 画家/絵本作家
		とおやま なおみ 遠山 菜穂美	東邦音楽大学音楽学部音楽学科教授
2号委員	文化芸術に関する経験を有する者	こたと かついち 古田土 勝市	古田土フルーツ工房代表
		しんどう みなこ 進藤 美奈子	ふじみ野市音楽家協会副会長/声楽家/二期会所属
		ふくだ まちこ 福田 眞智子	社会福祉法人むさし野たんぽぽ会 法人評議委員
		こばやし はつこ 小林 葉津子	A B Cクッキングインバウンドクラス講師/食文化研究家
3号委員	公募による市民	おざわ けいこ 尾澤 景子	公募市民/ふじみ野市立福岡中学校 P T A (元副会長)
4号委員	市長が必要と認める者	たなか よしのり 田中 義則	ふじみ野市公民館運営審議会委員
		あきもと えりこ 秋元 江利子	市内小中学校校長会
		さだもり たいき 貞森 大暉	文京学院大学人間学部児童発達学科 4年生

*令和5年3月時点の委嘱状況です。

ふス第729号
令和3年11月9日

ふじみ野市文化振興審議会
会長 伊藤裕夫様

ふじみ野市長 高畑博

第2期ふじみ野市文化振興計画策定について（諮問）

このことについて、ふじみ野市文化・スポーツ振興条例第8条に基づき、ふじみ野市文化振興計画を策定するにあたり、ふじみ野市文化振興審議会条例第2条の規定により、貴審議会へ下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

第2期ふじみ野市文化振興計画策定について

2 諮問期間

令和3年11月から令和4年12月（2か年継続予定）

3 諮問理由

本市では、平成27年9月に制定したふじみ野市文化・スポーツ振興条例に基づき、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化振興計画を策定しています。このたび、平成29年度から令和5年度までを計画期間とする第1期計画を文化施設整備事業と連動させるため1年前倒しを行い改定いたします。この間、平成29年6月の文化芸術基本法の改正や、平成30年6月の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行など、文化施策を取りまく環境が著しく変化しています。本市においても、令和元年度から開始した文化施設整備事業の進捗のなかで今後、新たな文化施設を拠点に多くの文化事業や市民の文化活動が活発に展開できる総合的な文化施策の構築が求められます。さらに、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、文化芸術分野においても、新しい生活様式や業種ごとのガイドラインなど感染拡大防止対策も踏まえていく必要があります。

つきましては、このような状況などを踏まえ、第2期ふじみ野市文化振興計画の策定についてご審議いただきたく諮問いたします。

令和5年1月13日

ふじみ野市長 高畑 博 様

ふじみ野市文化振興審議会
会長 伊藤 裕 夫

第2期ふじみ野市文化振興計画策定について（答申）

令和3年11月9日付け ふす第729号で諮問のあった「第2期ふじみ野市文化振興計画策定」について、本審議会は令和3年度4回、令和4年度6回の会議を開催し、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり「第2期ふじみ野市文化振興計画（案）」においては、適当と認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 「様々な市民等が協働し、文化芸術を育み、支え、未来につなげるまち」の実現に向け、市民、文化団体、企業、大学等及び市の各組織が連携し、協働による文化振興施策の展開が図られることをお願いします。
- 2 これまでふじみ野文化を築いてきた市民、文化団体、アーティスト等の自主的な文化芸術活動を踏まえるとともに、将来にわたるふじみ野文化の担い手づくりとして、新たな文化団体等のネットワーク構築を進め、本計画に示した文化振興施策を市と協働して推進されるようお願いします。
- 3 令和5年度から始まる「学校部活動の地域移行」に向け、新たな文化団体等のネットワークのなかで、事業実施に向けた連携体制を構築するとともに、小・中学生の文化活動を支える指導者等の人材や団体の育成及び活動の場の充実をお願いします。
- 4 令和3年度実施した「文化・スポーツに関するアンケート調査」の結果からもあるように、情報発信が課題として挙げられています。市のイベントや施設情報はもとより、市民等の自主的な文化芸術事業についても、情報発信ツールの充実を図り、より幅広い市民へ届く情報発信をお願いします。

4 文化振興庁内委員会設置要綱

ふじみ野市文化振興庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における文化振興に関する施策の推進のため、ふじみ野市文化振興庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 文化振興計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 文化振興に関する施策及び事業の立案及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が文化振興上、必要と認める事務に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員は、別表に掲げる課等の長をもってこれに充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、特定の事項について調査及び審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表に掲げる課等の副課長(相当職を含む。)の職にある者で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 第4条、前条第1項及び第4項、次条並びに第8条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化・スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

資料編

附 則

この訓令は、平成28年1月14日から施行する。

別表（第3条関係）

経営戦略室
協働推進課
文化・スポーツ振興課
産業振興課
障がい福祉課
子育て支援課
高齢福祉課
教育委員会学校教育課
教育委員会社会教育課

5 文化・スポーツ振興条例

ふじみ野市文化・スポーツ振興条例

文化とスポーツは、人々の暮らしの質を高めていく上で大切な役割を果たしています。

文化は心の健康を保つものであり、スポーツは体の健康を保ちます。

双方は人々の精神と身体を活性化し、生きる意欲や活力を高めることにつながります。

さらには、新しい人間関係を築き、協働のまちづくりの機会を広げ、世代間の交流を深めていく上でも大切な意義をもっています。

ふじみ野市は、数多くの遺跡・史跡があり、特に街道や水運の要所として繁栄し、人々の暮らしを豊かにしてきた歴史と伝統に支えられたまちです。

また、近年においては首都圏に近接した住宅都市として発展してきたことから、多様な文化やスポーツのニーズも多くあり、それに応えていくことも必要となります。

伝統的な文化の保存・継承、新しい文化の形成とスポーツの充実に加え、グローバル化した社会にふさわしい多面的な視点から、これからのふじみ野市の文化とスポーツの振興を推進していくことを目指します。

私たちは、ふじみ野市の文化とスポーツの発展に向けて努力することを決意し、この条例を制定するものです。

(目的)

第1条 この条例は、文化及びスポーツの振興に関する基本理念を定め、市民及び地域団体の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民の自主的な文化活動及びスポーツ活動を推進し、もって市民一人ひとりの豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、演劇等の芸術及び伝統芸能
- (2) スポーツ 運動競技、レクリエーション及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るためのもの
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (4) 地域団体 市内で活動する法人その他の団体

(基本理念)

第3条 文化及びスポーツの振興に関する基本理念は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民の豊かな自己実現及び活力のある地域社会の実現を推進すること。
- (2) 市民及び地域団体の自主性及び創造性を尊重すること。
- (3) 市民が文化活動及びスポーツ活動により、潤いのある豊かな生活を営むことができるような環境の整備を図ること。

資料編

(4) 市、市民及び地域団体の相互の連携及び交流を図り、協働のまちづくりに資するよう努めること。

2 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び伝統を尊重するものとする。

3 スポーツの振興に当たっては、スポーツをすること、見ること、学ぶこと又はこれらを支える多様な活動の充実を図るものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、文化活動及びスポーツ活動の主体であることを自覚し、自主的な活動を通じて培われる活力及び創意を生かし、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域社会の一員として自主的に文化活動及びスポーツ活動の推進を図るとともに、地域の文化及びスポーツの振興並びに発展に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念にのっとり、文化及びスポーツの振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化及びスポーツの振興のため、必要な環境の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、文化及びスポーツの振興に関する施策の実施に当たり、市民及び地域団体と連携するものとする。

(基本施策)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる文化及びスポーツの振興に関する施策を行うものとする。

(1) 環境の整備及び機会の充実に関すること。

(2) 調査及び情報の提供に関すること。

(3) 人材の育成及び地域団体の支援に関すること。

(振興計画)

第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的かつ計画的に実施するため、振興計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の振興計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を反映させるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市長は、文化及びスポーツの振興に関する施策を推進するため、審議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

第2期ふじみ野市文化振興計画

発行 令和5年3月

編集 ふじみ野市役所 市民活動推進部 文化・スポーツ振興課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL 049-262-8124

FAX 049-269-4774

URL <https://www.city.fujimino.saitama.jp/>

Mail bunka@city.fujimino.saitama.jp